

公立高等学校配置計画地域別検討協議会

傍聴に係る取扱い

- 1 傍聴の人数は20人以内とし、先着順とします。ただし、報道関係者はこれに含まれません。
- 2 傍聴を申し込む際には、氏名、住所を申し出てください。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することはできません。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、主催者が傍聴を不相当と認めた者
- 4 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 飲食すること。
 - (3) 私語、談話、拍手等を行うこと。
 - (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音を行うこと。ただし、主催者の許可がある場合はこの限りではありません。
 - (5) Web会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定とすること。
 - (6) Web会議では、傍聴を許可していない者に対して、会議を視聴させること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の妨害となるような行為を行うこと。
- 5 傍聴人が前記4の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができるものとします。
- 6 Web会議では、傍聴人が前記4の規定に違反し、主催者の指示に従わないときは退室させることができるものとします。
- 7 このほか、傍聴人は主催者の指示に従わなければなりません。